

入湯税の充当される経費について

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設、消防施設等及び観光施設の整備並びに観光振興に要する費用に充てることを目的とした地方税です。

令和8年度尾花沢市一般会計予算における入湯税の充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】	入湯税	22,000 千円
【 歳 出 】	観光振興等に要する費用	103,469 千円

単位：千円

事 業	事 業 費	財 源 内 訳				
		特 定 財 源			一 般 財 源	
		国県支出金	地方債	その他	入湯税	その他
環境衛生施設の整備	60,185			31,126	11,785	17,274
鉱泉源の保護管理施設	10,402				4,219	6,183
消防施設等の整備	46				19	27
観光施設の整備	22,198		8,500	165	5,490	8,043
観光振興	10,638			9,438	487	713
合 計	103,469		8,500	40,729	22,000	32,240

※入湯税は、各事業の充当対象経費に要する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充当される経費について

消費税率（国・地方）が引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費（事務費や事務職員の人件費は除く）に充てるものとされています。
令和8年度一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況は、下記のとおりです。

【 歳 入 】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） **271,439** 千円

【 歳 出 】 社会保障施策に要する経費 **3,320,353** 千円

単位：千円

区 分		事業費	財 源 内 訳					
			特 定 財 源			一 般 財 源		
			国県支出金	地 方 債	そ の 他	地 方 消 費 税 交 付 金 (社会保障財源化分)	そ の 他	
社 会 福 祉 費	社 会 福 祉 事 業	144,398	75,544				6,469	62,385
	障 が い 者 福 祉 事 業	486,197	358,281			20,643	22,322	84,951
	高 齢 者 福 祉 事 業	121,102	20,893	4,500		24,303	15,431	55,975
	児 童 福 祉 事 業	1,078,170	574,987	23,000		30,088	40,943	409,152
	生 活 保 護 事 業	150,446	88,010				5,960	56,476
	小 計	1,980,313	1,117,715	27,500		75,034	91,125	668,939
社 会 保 険 費	国 民 健 康 保 険 事 業	90,979					21,095	69,884
	介 護 保 険 事 業	312,308	13,287				69,333	229,688
	後 期 高 齢 者 医 療 保 険 事 業	89,945	54,442				8,232	27,271
	小 計	493,232	67,729				98,660	326,843
保 健 衛 生 費	保 健 衛 生 事 業	255,393	6,628			105,181	14,327	129,257
	健 康 増 進 ・ 予 防 事 業	179,392	1,692	105,600		24,228	6,756	41,116
	中 央 診 療 所 事 業	169,437					6,701	162,736
	後 期 高 齢 者 医 療 事 業	242,586				10,237	53,870	178,479
	小 計	846,808	8,320	105,600		139,646	81,654	511,588
合 計		3,320,353	1,193,764	133,100		214,680	271,439	1,507,370

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する経費のうち充当対象経費（事務費や事務職員の人件費を除いたもの）に対する一般財源の比率に応じて按分し充当しています。